

魅力的な体験コンテンツ開発業務委託【仕様書】

1. 業務名

魅力的な体験コンテンツ開発業務

2. 業務の目的

魚津市は山から海までわずか 25 km の距離・高低差 3,400m の範囲で「水の循環」が 1 つのまちで完結する、世界的にも稀な地形をしている。その自然や水の恵みに育まれた観光資源、それを活用した体験・ツアーが点在しているが、その多くが商品化されておらず、着地型観光の環境整備が不十分である。

本業務は市内の観光資源を再度掘り起こし、また既存のコンテンツの磨き上げも行い、販売可能な体験コンテンツを関連団体と連携しながら企画・開発することにより、国内個人旅行者をメインとしつつインバウンドも見据え、観光客の市内滞在時間や回遊性を高めるとともに観光消費額を増額させ、第 3 次魚津市観光振興計画で定める目標の達成に資することを目的とする。

3. 対象市場

国内旅行者 ※インバウンドを見据えること

4. 業務の内容

(1) セミナーの開催

- ①魅力的な体験コンテンツ開発のポイントやコンテンツ販売のメリット・デメリット、開発に向けての伴走支援方法、開発後の販路等について、市内事業者向けのセミナーを開催する。
- ②インバウンドを見据えた市の観光方針等を周知し、市のインバウンド対応の現状や今後を検討する材料となる観光事業者や市民向けのセミナーを開催する。
 - ・企画、資料作成、講師派遣、参加の募集・取りまとめ、進行等、開催に係る業務全般を実施する。
 - ・参加者数を十分に集められるよう市と共同し募集を行う。
 - ・セミナーの回数や①②のセミナーを合同開催するかは指定しない。
 - ・会場については、市と協議の上、決定する。

(2) 体験コンテンツの企画・開発

- ・(1) のセミナーに参加した市内事業者を中心とした意欲のある事業者と連携して、フォローアップを行いながら体験コンテンツを企画・

開発する。

- ・新たに企画・開発する体験コンテンツは、催行時間1～2時間または半日程度の新規体験コンテンツを5つ以上開発することを目標とし、インバウンドを見据えながら、主として国内個人旅行者向けとする。
- ・開発にあたっては、外部目線の意見を取り入れたものとする。（例：旅行会社等によるモニタリング、アンケート調査、市内観光事業者への聞き取り等。）

※特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものは対象外

例）モニターツアーなどに係る旅行代金の支給（交通費、宿泊費など）

例）各種事業の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費

- ・次年度以降も継続して販売可能なものを前提とする。

（3）販売整備（コンテンツの磨き上げ）

- ・（2）で開発した体験コンテンツをタリフ化する。
- ・開発した体験コンテンツについて、販促等につながる魅力的な写真撮影を行う。撮影した写真の著作権は魚津市に帰属し、市内事業者も二次利用可能とする。
- ・令和5年度に同事業で開発し販売に至っていない既存のコンテンツ（※）についても、事業者の意向を確認した上でより詳細なタリフを作成し、魚津市観光協会HP内にコンテンツを掲載できる状態まで完成させる。【リンク先（<https://uozu-kanko.jp/plan/>）】OTA掲載が可能な事業者については、OTA掲載までフォローアップを実施する。

※既存のコンテンツは以下表のとおり（8つ）

なお、契約締結後、委託事業者には、令和5年度に同事業で開発したコンテンツの資料（企画内容）を共有する。

コンテンツ名（開発事業者）
① 港町を歩き、干物の食べ方紹介（土産物店）
② 魚津漆器に触れ、作り、使う（工芸店）
③ 魚津の発酵を体感するサイクリングツアー（染職人）
④ りんごの収穫・りんご飴作り体験（りんご農園）
⑤ 市場見学（漁協）
⑥ かご漁体験（漁協）
⑦ 地引き網体験（漁協）
⑧ 魚津のスナック体験ツアー（飲食店）

- ・OTA掲載のためのフォローアップを実施する。

- (4) 受託した全ての業務完了後に、成果物として報告書を提出する。
- (5) 提案者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

5. 打合せ及び報告、協議

業務着手時や業務遂行中、業務完了時等、適宜打合せを行う。(オンライン可) その他、必要に応じて電子メールやオンライン等で協議を行う。

6. 受託者に提出を求めるデータ

実績報告(活動報告、活動写真データ、アンケート結果等)や、その他市が求める情報等

7. 業務期間

契約締結日から令和7年3月19日(水)まで

8. 業務委託金額

7,000,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

※内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)の対象事業

9. 委託料の支払

委託料の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求することができる。

10. その他留意事項

- (1) セミナーの開催および体験コンテンツ企画・開発にかかる費用(人件費、旅費、使用料等)、外部モニタリングを実施する場合の費用(交通費、宿泊費、飲食費、体験料、旅行業務取扱料等)、販売整備に係る費用(撮影費、印刷費等)、報告書作成に係る費用(人件費等)、一般管理費、その他委託者が認めた本事業の目的達成のために必要な費用を、本業務の委託料に含む経費とする。また、受託者が委託料により備品を購入した場合は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。

- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に務めること。
- (5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者へ報告し、対応を協議すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
- (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。